

令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第138号	上越市斎場条例の一部改正について	福祉課	1～2
議案第118号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第6号)	高齢者支援課	3～4
議案第119号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第7号)	高齢者支援課ほか	5～6
議案第124号	令和2年度上越市介護保険特別会計補正予算(第4号)	高齢者支援課	7

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第138号
提 出 課	福祉課

上越市斎場条例の一部改正について

1 改正理由

利用者負担の適正化を図るため、頸北斎場における小動物等の火葬に係る使用料を改定するもの

2 改正内容

- (1) 使用料について、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始後に納付することができることとする。（第5条関係）
- (2) 小動物等の火葬炉の使用料については、使用開始後に納付することとする。（第5条関係）
- (3) 小動物等の使用料を改定する。（別表関係）
- (4) 改正後の上越市斎場条例の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。（附則第2項関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市斎場条例改正案新旧対照表

（太枠及び下線部分が改正箇所）

改 正 案					改 正 前				
（使用料） 第5条 前条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 <u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始後に納付することができる。</u>					（使用料） 第5条 前条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 _____ _____				
2 前項の規定にかかわらず、 <u>小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。</u> （追加）									
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
火葬炉	区分	単位	住民	その他の者	火葬炉	区分	単位	住民	その他の者
	12歳以上	1体	10,000円	30,000円		12歳以上	1体	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円		12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎等	1件	2,800円	8,400円		死胎等	1件	2,800円	8,400円
	産汚物		1,400円	4,200円		産汚物		1,400円	4,200円
	小動物等 （頸北斎場に 限る。）	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円		小動物等 （頸北斎場に 限る。）		4,000円	12,000円

改 正 案					改 正 前				
		5～15kg 未満1体 につき	10,000円	20,000円					
		15～30k g未満1 体につ き	12,000円	24,000円					
		30kg以 上1体に つき	15,000円	30,000円					
祭場（上越 斎場に限 る。）	3時 間（1時 間を増 すごと の加 算 額）		5,000円 (1,600円)	15,000円 (5,000円)	祭場（上越 斎場に限 る。）	3時 間（1時 間を増 すごと の加 算 額）		5,000円 (1,600円)	15,000円 (5,000円)
(略)					(略)				

5 使用料改定の考え方

動物火葬に要する燃料費を含む維持管理費を基に使用料を設定することとし、公平感に配慮し、重さに応じて4段階（小型、中型、大型、特大）に分ける。

- (1) 上越市に住所を有する人の使用料
維持管理費相当額の2分の1とする。
- (2) 上記(1)以外の使用料
維持管理費相当額とする。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 8 号
提 出 課	高齢者支援課

歳出科目 (P14～P15)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
----------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
新型コロナウイルス 感染症検査助成事業	0	24,892	24,892

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	10,930	委託料	24,492
一般財源	13,962	扶助費	400

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人や、介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人に対するPCR検査の助成費用を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	疾病予防対策事業費等補助金	0	10,930	10,930
一般財源		0	13,962	13,962
合 計		0	24,892	24,892

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	新型コロナウイルス感染症 検査委託料	0	24,492	24,492
扶助費	新型コロナウイルス感染症 検査助成金	0	400	400
合 計		0	24,892	24,892

【実施内容】

(1) 助成対象者 次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人
- ② 介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人

(2) 検査方法 医療機関が実施するPCR検査

(3) 助成期間

令和2年12月1日から令和3年3月15日までの間に実施した検査を対象に助成

(4) 助成回数

①の助成対象者は助成期間内で1回、②の助成対象者は回数制限なし

(5) 助成額

①の助成対象者は検査費用の全額 22,000 円（自己負担なし）。②の助成対象者は検査費用の一部 20,000 円（自己負担額 2,000 円）。ただし、②の助成対象者のうち生活保護受給世帯の人は自己負担なし

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 9 号
提 出 課	高齢者支援課

歳出科目（P 44～P 45）	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
-----------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
介護保険特別会計繰出金	3,531,902	3,540	3,535,442

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	3,540	繰出金	3,540

【補正理由】

介護保険制度の改正に伴う報酬改定等に対応するため、介護保険特別会計において、システムの改修に係る経費を増額することに伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額するもの

【補正内容】

（歳出）

区 分	補正前	補正額	補正後
介護保険特別会計繰出金	3,531,902	3,540	3,535,442

【システム改修の概要】

令和 3 年 4 月施行の介護保険制度の改正に伴う報酬改定等に対応するため、国民健康保険連合会とシステム連携する異動情報の項目の追加や既存項目の変更を行うほか、各種データベース及び帳票レイアウトを変更するもの

提 出 課	福祉課
-------	-----

歳出科目（P44～P45）	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
---------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
福祉業務管理システム開発・運営費	7,057	3,927	10,984

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	3,789	委託料	3,927
一般財源	138		

【補正理由】

令和 3 年 4 月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準等の一部改正に伴う障害福祉サービスの報酬改定に対応するため、障害福祉システムの改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

（財源内訳）

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	638	0	638
	障害者自立支援事業費等補助金	0	3,789	3,789
一般財源		638	138	776
合 計		1,276	3,927	5,203

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	福祉システム改修委託料	1,276	3,927	5,203

システム改修は、令和 2 年度から 3 年度の 2 か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として 4,785 千円の限度額を設定する。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	合 計
福祉システム改修委託料	3,927	4,785	8,712

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 4 号
提 出 課	高齢者支援課

令和 2 年度上越市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の概要

【補正理由】

- (1) 令和 3 年 4 月施行の介護保険制度の改正に伴う報酬改定等に対応するため、介護保険事務処理システムの改修に係る経費を増額するとともに、歳入において当該システム改修に関する国の介護保険事業費補助金を計上するほか、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を増額するもの
- (2) 第 1 号被保険者への保険料還付金が当初の見込みを上回ることから、第 1 号被保険者保険料還付金を増額するとともに、収支の均衡を図るため財政調整基金繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)		単位：千円		
款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	5,800,352	3,539	5,803,891
	介護保険事業費補助金	0	3,539	3,539
7	繰入金	3,668,513	4,302	3,672,815
	その他一般会計繰入金	382,304	3,540	385,844
	事務費繰入金	254,286	3,540	257,826
	介護保険財政調整基金繰入金	136,611	762	137,373

(歳出)		単位：千円		
款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	383,196	7,079	390,275
	一般経費	30,243	7,079	37,322
5	諸支出金	286,424	762	287,186
	第 1 号被保険者保険料還付金	267,205	762	267,967

【システム改修の概要】

令和 3 年 4 月施行の介護保険制度の改正に伴う報酬改定等に対応するため、国民健康保険連合会とシステム連携する異動情報の項目の追加や既存項目の変更を行うほか、各種データベース及び帳票レイアウトを変更するもの

システム改修は、令和 2 年度から 3 年度の 2 か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として 2,163 千円の限度額を設定する。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	合 計
介護保険事務処理システム改修委託料	7,079	2,163	9,242